

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

令和6年2月9日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 m o n a k a 盛岡市中ノ橋通一丁目261番ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 中ノ橋通一丁目地区市街地再開発組合
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 未定
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和6年9月30日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,128平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 157台
 - イ 出入口 5箇所
- (7) 駐輪場の収容台数 148台
- (8) 荷さばき施設の面積 37.2平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 37.8立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻 午前7時
 - イ 閉店時刻 午後9時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午後9時30分まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで

2 届出年月日 令和6年1月29日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所